

都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務

2 業務の背景及び目的

平成 28 年に策定した「第 2 次都心まちづくり計画」は、都心まちづくりの目標を「国内外から活力・投資を呼び込む札幌都心ブランドの確立」「魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現」としたうえで、目指すまちの姿として「北海道・札幌をけん引する経済成長と世界に誇る低環境負荷の実現」を掲げている。

札幌都心は現在、1972 年の札幌オリンピックを契機に建設されたビル等が一斉に更新時期を迎えるまちづくりの大転換期を迎えている。前述の目標等を実現するためには、この機を逃さず、第 4 次産業革命や SDGs といった世界的な動向への対応に必要とされる「多様性の集積・交流を通じたイノベーション(※)が創出されるまちづくり」を進めていく必要がある。そのためには、行政のみならず、札幌都心で活動する各関係主体が連携・協力し、一体となって取り組むための体制と仕組み（以下「プラットフォーム」という。）を構築し、都心の活力創造や課題解決につながる活動を生み出していくことが大変重要である。

また、国土交通省においても、官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や、地域の特性を踏まえたうえで目指す姿をビジュアルで示す「未来ビジョン」の策定等の取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図ることとしている。

このような状況において、平成 28 年度から平成 30 年度にかけて、都心のまちづくりに関係する企業や学識経験者等との意見交換会等を重ね、またフォーラム等の開催を通じて議論を進めた結果、プラットフォームの必要性が確認、共有されたところである。また、令和元年度より、都心の将来像のビジュアル化や都心の空間活用など、将来的にプラットフォームで実施されることが想定されるプロジェクトを先行的に実施している。

今後は未来ビジョン策定やプロジェクトの本格的な実施等を通じて官民が連携して都心のまちづくりを進めていくため、協議会等の組織設立を目指して準備を進めていく必要がある。

本業務は、過去のプラットフォームに関する検討を踏まえ、プラットフォームの構築に向け、その支援を行うとともに、フォーラム等の実施によるその意義・役割の周知や、プラットフォーム構築後に参画者がともに目指すべき未来ビジョンのフレームづくり、また都心の活力創造につながる官民連携プロジェクトの展開等を行うものである。

(※) 本業務における「イノベーション」の意味については、国土交通省「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」にて用いられている「経済面での新ビジネスやマーケットの創出、技術革新・改良のほか、社会面での新たな取組まで、課題解決や価値創造の点で前進につながる事象を広く指すもの」とする。

3 業務概要

(1) 未来ビジョンのフレームづくり

プラットフォーム構築後に参画者がともに目指すべき、「多様性の集積・交流を通じたイノベーションが創出されるまちづくり」によって実現される未来ビジョンについて、そのフレーム（※）づくりとして、札幌都心の特性や課題、目指すべき方向性、施策等の項目を整理する。なお、未来ビジョンについては、プラットフォームが構築された後、当該プラットフォームにおいて改めて議論し、策定していく予定であるため、本業務においては、あくまで「フレームづくり」までを行うものとする。

※「フレーム」とは、将来策定される未来ビジョンにおいて、「札幌都心の特性や課題」「目指すべき方向性」「施策」などの大項目と、それを構成する小～中項目、および各項目の概要までを記載したもの。（文章による記載を基本とし、必要に応じてイラスト等を使用する想定。）

(2) プロジェクトの実施

プラットフォームにおいて今後の実施が想定される、都心の活力創造や課題解決に向けた官民連携プロジェクトを2つ以上実施する。業務内容には、プロジェクトの種類に応じて、チラシ等の作成、会場等の確保、当日の運営、外部専門家の手配等を含む。なお、実施内容の詳細については委託者との協議のうえ決定するものとする。

(3) フォーラム等の開催

都心で活動する関係企業等や市民に対し、プラットフォームの意義・役割について広く周知し、理解を得るためのフォーラム等を1回以上開催する。その内容は、近年のまちづくりに関する動向や、今後の都心まちづくりの目指すべき方向性等を踏まえ、プラットフォームの構築と、その活動の有効性を示すものとする。業務内容にはチラシ等の作成、会場等の確保、当日の運営、登壇者との調整等を含む。

(4) プラットフォーム構築に係る各種支援

プラットフォームは今年度末までの協議会の設立を想定しており、その設立に向けた関係企業等との意見交換や、必要に応じて検討会等を実施する。業務内容にはその資料作成や運営補助を含む。

(5) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめ、提出する。

4 業務規模

4,400千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

6 成果品

- (1) 報告書：A4 縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 5部
- (2) 報告書概要版：A3 横2枚以内、カラー片面印刷 5部
- (3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、提出すること。（PDF データおよび Word、Excel、PowerPoint データ等作業可能なデータ）

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(5)を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。
- ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について
過去のプラットフォームに関する検討結果や札幌都心の現状および課題等を踏まえたうえで、本業務に取り組む上で持つべきと考えられる視点や課題意識等について提案すること。
- (2) 未来ビジョンのフレームづくりについて
札幌都心の現状と課題を踏まえ、想定される未来ビジョンのフレームについて、立案にあたっての基本的な視点を提案すること。また、未来ビジョンのフレームをプラットフォーム想定参加者間で議論し共有するための企画の案（実施手法および参加対象者のイメージ）について提案すること。
- (3) プロジェクトについて
都心の活力創造や課題解決に向け今年度から実施すべきプロジェクトについて、令和元

年度の検討結果を踏まえながら、その企画立案の基本的な視点（テーマ、実施手法、参加対象者、プラットフォームにおいて実施する意義等）について提案すること。

- (4) フォーラム等の開催内容について
フォーラム等の開催内容案について、想定される登壇者とその選定理由等を含めて提案すること。
- (5) 本業務のスケジュール案について
今年度行う業務について、そのスケジュール案を提案すること。なお、当該スケジュール案には、(1) から(3)の各項目の他、プラットフォームの構築に向けた必要作業（検討会等の実施など）の案を盛り込むこと。
- (6) 独自提案事項
本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

9 申込方法

(1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること。）

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。）

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書（積算書）(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税及び地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務内容」で定める(1)～(5)の5項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課（5階南側）

- (3) 提出期限
令和2年4月21日(火) 12:00【必着】
- (4) 提出書類の入手方法
様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。
【札幌市公式ホームページ】
<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>
- (5) 提出書類の記載にあたっての注意事項
記載にあたっては、以下の事項に留意すること。
- ア 業務従事者一覧について
(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。
(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。
(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。
- イ 類似・関連業務等実績一覧について
エリアマネジメント活動や官民連携によるエリアプラットフォーム構築・運営など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。
- ウ 企画提案書について
(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 参考資料
- ア 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019(政策分野4 政策目標9 施策4 活力があふれ世界を引きつける都心)
<http://www.city.sapporo.jp/chosei/documents/pl08-123.pdf>
- イ 第2次都心まちづくり計画
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>
- ウ 札幌都心における官民連携によるマネジメント体制あり方検討業務報告書(平成28年度)(※)
- エ 札幌都心における官民連携によるマネジメント体制検討業務報告書(平成29年度)(※)
- オ 官民連携による都心マネジメント体制構築支援業務報告書(平成30年度)(※)
- カ 札幌都心プラットフォーム構築支援業務報告書(令和元年度)(※)

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記報告書を上記(2)提出先にて提供する。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務 質問書」とし、令和2年4月14日（火）12：00まで受け付けるものとする。

FAX：011-218-5112

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

公平を期すため、質問票による質問内容は随時札幌市都心のまちづくりのウェブサイト内（URL：<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>）にて公開する（質問を行った者の氏名は公表しない）。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和2年4月23日（木）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和2年4月27日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)、(2)及び(3)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 本業務に取り組む上での視点等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去のプラットフォームの検討経緯や札幌都心の現状と課題を踏まえており、本業務を実施するにあたり適切なものとなっているか。 	15
<p>(2) 未来ビジョンのフレームづくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> フレームの立案にあたっての基本的な視点、およびフレームを共有し議論する企画の案が、本業務において未来ビジョンのフレームを作成するにあたって実現性があり、効果的なものとなっているか。 	20
<p>(3) プロジェクトについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の検討結果を踏まえており、実現性があるものとなっているか。また「多様性の集積・交流を通じたイノベーションが創出されるまちづくり」を札幌都心において進める、という事業目的の実現に有効なものとなっているか。 	20
<p>(4) フォーラム等の開催内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> プラットフォームの構築と、その活動の有効性を示すという観点から適切なものとなっているか。 	15
<p>(5) 本業務のスケジュール案について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今年度行う業務のスケジュールについて、履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。 	10
<p>(6) 過去の類似・関連業務実績及び業務の執行体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 	10
<p>(7) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。 	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者履行

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所 5 階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：濱口、佐藤 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112